

緊急災害時の生徒の対応措置について《寝屋川市立第九中学校》

保存版
2025.7
改訂版

大雨・台風・地震などの自然災害によって生徒の危険が予測される場合は、生徒の安全を確保するために以下の内容にしたがって、自宅待機や臨時休業・下校措置等の対応をとります。

【特別警報および暴風警報発表時】 ※「大阪府」あるいは「寝屋川市」あるいは「東部大阪」において	
午前7時現在で警報が発表されている場合	生徒は登校を見合わせ、「自宅待機」とする。
午前9時までに警報が解除された場合	「午前10時に登校・出欠確認」とする。 (その日の3時間目の授業から開始し、 午前授業までとし、給食は中止とする。)
午前9時現在で警報が解除されていない場合	臨時休業とする。(外出は控えること。)
生徒が在校時に警報が発表された場合	【特別警報発表時】 生徒を校内にとどめ、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。 <u>※学校からの連絡がなくても迎えに来てください。</u> 【暴風警報発表時】 ① 直ちに「緊急一斉下校」とする。その際、安全を第一に考え、教職員が付き添うとともに、「さくら連絡網」等で保護者に連絡する。 ② 「緊急一斉下校」が危険と判断される場合は生徒を校内にとどめ、「さくら連絡網」等で保護者へ連絡し、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。 【警報解除のとき】 生徒を校内にとどめていた場合、被害状況、道路状況を把握し適切な措置を講じる。

【大雨警報・洪水警報・大雪警報発表時】
通常授業とする。

※ご自宅周辺の状況により、保護者の判断で登校を見合わせる場合、その旨を学校へ連絡していただきますよう、よろしくお願いします。

生徒が在宅時	【震度4以下の場合】 ・原則、平常授業とする。 (被害状況によっては、「臨時休業」や「始業・終業時刻の変更」の措置をとる場合もある。) 【震度5弱以上の場合】 ・被害状況にかかわらず、「臨時休業」とする。
生徒が登下校中	・大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等、安全なところに一時避難し、揺れが収まった後、原則「学校に避難」する。 【震度4以下の場合】 ・校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を行う。 (被害状況によっては、「臨時休業」や「始業・終業時刻の変更」の措置をとる場合もある。) 【震度5弱以上の場合】 ・被害状況にかかわらず、「臨時休業」とし、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。 <u>※学校からの連絡がなくても迎えに来てください。</u> ・保護者不在家庭に対しては、生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。
生徒が在校時	・大きな揺れを感じた場合、机の下に隠れる、窓から離れる等、自身を守る行動をとらせ、揺れが収まった後、速やかに安全な場所へ避難誘導し、生徒の安否確認・保護・監督に当たる。 【震度4以下の場合】 校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を再開する。 【震度5弱以上の場合】 ・被害状況にかかわらず、「臨時休業」とし、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。 <u>※学校からの連絡がなくても迎えに来てください。</u> ・保護者不在家庭に対しては、生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。

※その他、緊急の事態が生じた場合、「さくら連絡網」等で情報の発信を迅速に行います。